

《お詫びと訂正》

『改訂新版 マイナンバー実務検定1級 公式精選問題集』

■本書（第2刷※）の記述で下記の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。（2026年2月9日現在）

※奥付（本書最終頁）にて、ご確認ください。

頁	問題番号	訂正箇所	訂正前	訂正後
190	126	解説文 イ	株主 → 口座管理機関（証券会社X） → 口座管理機関（証券会社Y） → 振替機関 → 株式発行者 → 税務署長という順番で、株主の特定個人情報が提供される場合における、XからYへの特定個人情報の提供は、口座管理機関が他の口座管理機関に対し、支払調書に記載されるべき個人番号として株主が口座管理機関に告知した特定個人情報を提供する場合に当たる。よって、XからYへの特定個人情報の提供の根拠となる条文は、法19条12号である。	株主 → 口座管理機関（証券会社X） → 口座管理機関（証券会社Y） → 振替機関 Z → 株式発行者 → 税務署長という順番で、株主の特定個人情報が提供される場合における、 Y から Z への特定個人情報の提供は、口座管理機関が他の口座管理機関に対し、支払調書に記載されるべき個人番号として株主が口座管理機関に告知した特定個人情報を提供する場合に当たる。よって、 Y から Z への特定個人情報の提供の根拠となる条文は、法19条12号である。
216	142	問題文 ウ 文末	…を受けることはできない。	…を受けること ができる 。

■本書（第1刷※）の記述で下記の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。（2026年2月9日現在）

※奥付（本書最終頁）にて、ご確認ください。

頁	問題番号	訂正箇所	訂正前	訂正後
190	126	解説文 イ	株主 → 口座管理機関（証券会社X） → 口座管理機関（証券会社Y） → 振替機関 → 株式発行者 → 税務署長という順番で、株主の特定個人情報が提供される場合における、XからYへの特定個人情報の提供は、口座管理機関が他の口座管理機関に対し、支払調書に記載されるべき個人番号として株主が口座管理機関に告知した特定個人情報を提供する場合に当たる。よって、XからYへの特定個人情報の提供の根拠となる条文は、法19条12号である。	株主 → 口座管理機関（証券会社X） → 口座管理機関（証券会社Y） → 振替機関 Z → 株式発行者 → 税務署長という順番で、株主の特定個人情報が提供される場合における、 Y から Z への特定個人情報の提供は、口座管理機関が他の口座管理機関に対し、支払調書に記載されるべき個人番号として株主が口座管理機関に告知した特定個人情報を提供する場合に当たる。よって、 Y から Z への特定個人情報の提供の根拠となる条文は、法19条12号である。
193	129	問題文 エ 文末	…の同意を得なければならぬ。	…の同意を <u>得る必要はない</u> 。
216	142	問題文 ウ 文末	…を受けることはできない。	…を受けること <u>ができる</u> 。